

求人者マイページ未開設の事業主のみなさまへ

＼ハローワークでは、FAXの使用を廃止しました／

今後の  
求人申込みは

# 「求人者マイページ」 のご利用をお願いします！

厚生労働省愛知労働局・ハローワーク  
では、DX推進のためFAXによる文  
書のやりとりを廃止しました。  
つきましては、「求人者マイページ」  
のご利用をお願いします。



## 求人者マイページって？

パソコンやスマートフォンから、ハローワークインターネットサービス上に事業主専用ページを開設し、オンラインで事業所情報の変更や、求人申込み・内容変更などの各種求人サービスが利用できる事業主向けサービスです。



## どうやって利用するの？

マイページの開設は無料です。  
インターネット環境とメールアドレスがあれば簡単に利用いただけます。  
まずは事業所（会社）の共用メールアドレスをご用意ください。  
※できる限り、個人のアドレスではなく、事業所のアドレスをお願いします。  
p.2,3で開設方法をご案内します。

## どんなことができるの？

以前公開した求人を基に新規求人を作成したり、求職者の情報検索、応募者の管理機能などがあり、求人者マイページにはメリットがたくさんあります♪  
詳しくはこちらの二次元コードからご確認ください。



ハローワークインターネットサービス  
「求人者マイページでできること」

開設方法は  
次のページへ



# 「求人者マイページ」開設方法

マイページの開設方法は2種類ありますが、  
ここではすでにハローワークに求人を申し込んだことがある（事業所登録済みの）事業主様におすすめの方法を解説します。

## 1 メールアドレスの登録 登録完了後②へ進む

ハローワーク春日井でメールアドレスを登録します  
以下のいずれかの方法で登録を行ってください。

「登録用紙」を  
ハローワークへ  
提出して登録

求人者マイ  
ページメール  
アドレス登録  
用紙



「メール」で登録する



ハローワークの窓口で  
登録用紙を記入する



登録用紙を郵送する



その場で登録完了！

ハローワークが  
書類確認後、  
登録完了！  
（登録完了のご  
連絡をします）

メールアドレス: [kasugai\\_kigyo@mhlw.go.jp](mailto:kasugai_kigyo@mhlw.go.jp)



当所HPから登録用紙  
等が取得できます。

登録用紙をメールで送付していただくか、  
ハローワーク宛てのメールに事業所名・担  
当者名、電話番号「求人者マイページ」開  
設にかかるメール送信であることを記載の  
上、メールをハローワーク春日井宛てに送  
信ください。

求人者マイページメールアドレス登録用紙

求人者マイページ開設用のアカウント（メールアドレス）登録

春日井公共職業安定所 あり

令和 年 月 日

ログインアカウントとして利用するメールアドレスを次のとおり登録します。

事業所名

所在地

事業所番号 2317 - -

登録用メールアドレス

ハローワークが確認後、登録完了！

メールアドレス（控え）：

メモしよう♪

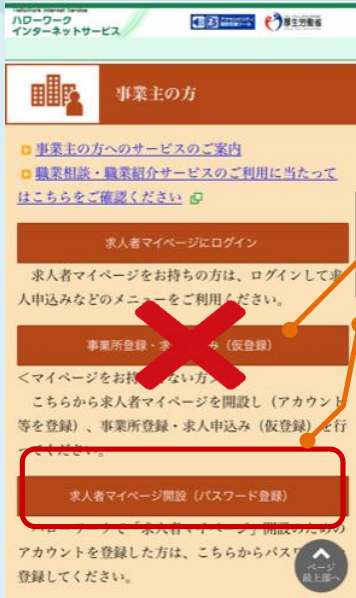


# 2

## パスワードの設定

ハローワークインターネットサービスから、  
オンラインでパスワードを設定します。

ハローワークインターネットサービスにアクセスし  
「事業者の方」の「求人者マイページ開設（パス  
ワード登録）」をクリック

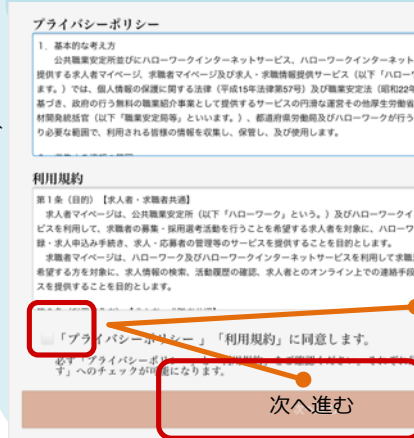


ハローワークインターネットサービス

こちらと間違えないよう注意！

求人者マイページ  
開設（パスワード  
登録）」をクリック

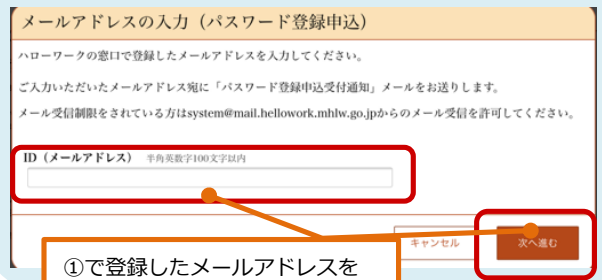
「求人者マイページ利用規約確認」の画面に  
なるため、確認後、「次に進む」をクリック



「プライバシーポリ  
シー」と「利用規  
約」をお読みいた  
だき「同意します」を  
チェックし、次へ進  
むをクリック

①で登録したメールアドレスを入力します

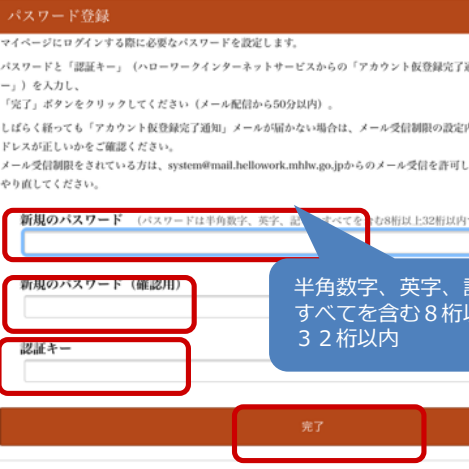
※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを  
行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信  
を許可してください。



①で登録したメールアドレスを  
入力し、「次へ進む」

メール受信から50分以内に  
パスワードと認証キーを入力します

認証キーを受信



半角数字、英字、記号の  
すべてを含む8桁以上  
32桁以内



パスワード（控え）：

メモしよう♪



開設完了！



マイページを開設しましたが、使い方がよくわかりません。

マイページの操作方法は、「求人者マイページ利用者マニュアル」（ハローワークインターネットサービスに掲載）をご覧ください。

ヘルプデスク（電話：0570-077450）でも操作方法をご案内しております。



公開していた求人に、ハローワークから紹介があり選考を行いました。  
ハローワークへの採否結果連絡も、FAXではなく、マイページからの入力になるのですか。

当面の間は従来どおりFAXによる結果連絡をいただくことも可能ですが、今後廃止になる予定です。

マイページ開設後は、できるだけマイページから結果登録（入力）をお願いいたします。

（本人へのご連絡は今までどおりです。）



当社では、求人の申込み事務を、社会保険労務士にお願いしています。  
マイページの開設や管理も、社会保険労務士に行ってもらってよいでしょうか？

求人者マイページは、求人申込み手続き以外にも、**応募者管理の機能（応募者情報の閲覧や選考結果の登録、応募者とのメッセージのやりとり等）も有する**ものであることから、アカウント（メールアドレス及びパスワード）の登録及び管理は**求人者（事業主自身）**が行ってください。

なお、マイページログインアカウントの追加アカウント（求人者が設定したメールアドレス及びパスワード）を設定すれば、契約に基づく事務代理の範囲内で、求人申込み（転用申込み、求人変更、事業所情報の変更など）を社会保険労務士の方に行っていただくことができます。

### 社会保険労務士の方へ

マイページを通じた求人申込み（仮登録）を行う場合は、仮登録画面の最後にある「ハローワークへの連絡事項」に、社会保険労務士の氏名、電話番号、事務代理による求人申込みである旨を入力いただきますようお願いいたします



設定したパスワードを忘れてしまいました。

求人者マイページのログイン画面の下部に「パスワードをお忘れの方」という項目があるため、クリックして再設定を行ってください。なお、メールアドレスを忘れた場合は、ハローワークへお問い合わせください。

ハローワークインターネットサービス「よくある質問」  
ページ内の「事業主の方へ」もご覧ください →

